

事前協議 1 関係課別必要添付図書一覧表（申出書正本に建設指導課で指導した本一覧表を添付してください）

担 当 課 名		建設指導	建設管理	下水道河川整備	廃棄物対策	環境保全	郷土文化	消防警備	都市計画	道路整備	総務管財	農林水産		学校管理	公園緑地	交通まちづくり	都市整備	産業政策		観光	自治振興	市民
担 当 名		開発調整	道 路 管 理	維 持	ゴミ置き場	事業所指導	文化財	警備計画	都市計画	街路	管財	農 業委員会	整備調整	管理	みどり推進管理運営	交通政策	都市整備	事業者支援	産業振興	観 光 振興	自治振興	住居表示
番号	場 所 添付図書	別館2F	第二別館2F	別館3F	環 境 事務所	環 境 事務所	旧館B1	消防本部	別館2F	第二別館3F	旧館2F	別館3F	別館3F	旧館3F	第二別館3F	別館3F	別館4F	別館4F	別館4F	別館4F	新館2F	新館1F
1	委 任 状	正副〇〇	○	○*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	付 近 見 取 図	〇〇	〇〇	○*	○ 住宅地図	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	地 籍 図 （ 公 図 ）	〇〇	〇〇	○*					②	○	○	○	○		○	①	○		○			○
4	地 積 測 量 図 又 は 求 積 図	〇〇	〇〇	○*						○	○	○	○		○		○		○			○
5	公 共 施 設 求 積 図	〇〇	〇〇	○*	○										① ④							
6	土地の登記事項証明書	〇〇							①	○	○	○					○		○		○	○
7	現 況 図	〇〇	現況道路 〇〇 横断面図	○*	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
8	土 地 利 用 計 画 図 （配置図）	〇〇	〇〇	○*	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①公園（緑地）平面 ②③緑化平面 ④	○	○	○	○	○	○	○
9	造 成 計 画 平 面 図	〇〇	〇〇	○*	○	○	○		○		①		○	○	○	○	○		○			
10	〃 断 面 図	〇〇	〇〇	○*	○	○	○		○		①		○		○	○	○		○			
11	道 路 計 画 縦 断 図	〇〇	〇〇						○						③ ④	○	○					
12	〃 標 準 断 面 図	〇〇	〇〇						○						③ ④	○	○					
13	排 水 計 画 平 面 図	〇〇	〇〇	○*	○	○	○				②		○		① ④	○	○					
14	〃 縦 断 図	〇〇	〇〇	○*									○		④	○	○					
15	〃 標 準 断 面 図	〇〇	〇〇	○*			○						○		④	○	○					
16	〃 構 造 図	〇〇	〇〇	○*									○		④	○	○					
17	流 末 水 路 構 造 図	〇〇	〇〇	○*							②		○		④	○	○					
18	給 水 計 画 平 面 図	〇〇	〇〇			○*		○					○		① ④	○						
19	消 防 水 利 図	〇〇						○					○			○						
20	建 物 平 面 図	〇〇	〇〇 一階のみ	○*	○	○	○	○	○	○				○	② ③	○	○	店舗 ○ 詳細	○	○		
21	〃 立 面 図	〇〇			○	○	○	○	○	○					② ③	○	○	○		○		
22	〃 断 面 図	〇〇				○	矩計図 ○ （基礎）	○	○	○					② ③	○						
23	工 場 危 険 物 調 書	〇〇				○																
24	公 共 公 益 施 設 図 詳 細	〇〇	道路構造 中心後退		ごみ 集積所			消火栓 空地等							①公園詳細(各構 造物詳細含む) ④							
25	緑 地 等 計 画 書 誓 約 書	〇〇													①（自主管理と なる緑地等の 場合のみ）				○			
26	そ の 他	〇〇		流量計算書 排水流域図																	⑤	

- * 《道路中心後退》
整備計画を関係課と協議のうえ詳細図を作成して下さい。

* 《電波障害調査対象建築物》
岸和田市放送電波受信障害の防止関する指導要綱第2条に該当する建築物は、次の書類が必要です。
・テレビ電波受信障害調査報告書、建築計画書、誓約書、

* 《自治振興課》
⑤ 町会・自治会加入等に関する地元町会・自治会協議結果報告
- * 《交通まちづくり課》
下記の番号に該当する場合には添付必要
① 仮換地指定通知の写し又は仮換地証明の写し
保留地証明の写し

* 《下水河川道整備課》
建物用途が工場の場合は、2部必要

* 《環境保全課》
受水槽を設置する場合、添付必要。
- * 《都市計画課》
下記の番号に該当する場合には添付必要
① 生産緑地区域内（制限解除のみの場合は添付必要
② 仮換地指定通知の写し又は仮換地証明の写し、保留地証明の写し

* 《総務管財課》
下記の番号に該当する場合には添付必要
① 当課所管財産（財産区財産を含む）に接して造成計画をする場合
② 排水をため池等に直接放流する場合
- * 《公園緑地課》
下記の番号に該当する場合には添付必要
① 術基準2、技術基準3（管理担当）
② 大阪府自然環境保全条例（管理担当）
③ 大阪府風致地区条例（管理担当）
④ 開発区域内に都市計画公園が含まれる場合（維持担当）

☆給水については、別途水道企業団と協議すること。また、水道企業団の協議経過書のコピーを事前協議1完了前までに建設指導課に提出すること。